

新井誠監修，鈴木正具・大串淳子編集『コンメンタール信託法』

道垣内弘人

1. 教科書・体系書が存在していても，コンメンタールには独自の存在価値がある。それは，われわれがどのようなときコンメンタールをひもとくかを考えてみればわかる。2つの場合がありそうである。

第1は，条文ごとのだいたいの趣旨や意義を知りたいときである。ハンディなタイプのコンメンタールは，このためによく用いられる。教科書類では，一つの条文の趣旨が，各所でバラバラに説明されていることもある。その点，条文ごとにまとめたコンメンタールは便利である。

第2は，その条文をめぐる学説上の議論や判例，さらには個々の言葉の意味などを細かく知りたいときである。『注釈民法』など大部のコンメンタールは，そのために用いられることが多い。教科書類では，なかなか細かな議論には立ち入れない。

2. さて，本書である。

コンメンタールのかたちをとった改正信託法の解説書は，すでに何冊が存在する。そのような中で，本書は，最も頁数の多いものである。このような大部のコンメンタールを早期に刊行された監修者・编者・執筆者のみなさんには，まずこの点で敬意を表する。

もちろん，本書はただ分厚いだけではない。大きく3つの特徴がある。

第1に，法制審議会信託法部会の議事録や改正要綱補足説明などを精査し，議論を丁寧にあとづけている。第2に，旧法下の議論・問題点を詳細に検討し，なぜ改正が行われたのかを明らかにしている。第3に，信託業法や各種租税法規へのリファランスが行き届いている。いずれも本書の価値を大きく高めていると言える。とりわけ，第1の作業はきわめて面倒であり，短期間のうちにそれを成し遂げた執筆者の努力は感嘆

に値する。

3. もっとも、本書の性格にはいささか不明確なところがある。監修者の新井教授は、「これまでの解説書は、どちらかといえば立法担当官の見解を敷衍するものが多かったように思われますが、本コンメンタルでは、各執筆者に独自の立場で執筆していただくようお願いしました。」としている。たしかに、この監修者に意図に応じて、詳細かつ大胆に論じられているところもある。しかし、他方で、なお立法担当官の見解を基軸に、簡単な解説にとどまっているところも多いように思われる。つまり、本書が、1で述べた「第1」のためのものか、「第2」のためのものかがはっきりしないのである。

双方に価値があることはたしかである。実務的にいえば、学者が勝手に「メートをあげた」解説よりも信頼に足りるのであろう。しかし、せっかくの監修者の意図が活かされていないようにも思われるし、学者である私が読むと、面白いのは断然「第2」のタイプの論述である。

しかし、そのような論述は、必然的に異論を呼ぶ。以下、気になった点を書いておこう。

4. (1) 最初に取り上げたいのは、受託者が当初の単独受益者になりうるかという問題である。この問題を提起する岸本雄次郎氏は、「信託設定当初に受託者を単独受益者とすることが、新信託法2条1項かつこ書の『専らその者の利益を図る目的を除く』に違背しないとすることはいささか困難である」(23頁)とされ、そうすると、2条1項を蛇足と考えるか、「8条にいわゆる『受益者』は後発的単独受益者のみを意味すると解する」ことにより受託者が当初単独受益者であることは、8条ではなく2条1項かつこ書によって許されないと解するか、いずれかの必要がある(27頁)、とする。

しかし、本当に他の解釈はありえないのだろうか。この点で、立法担当官である寺本昌広氏は、「受託者となる者が永続的に(すなわち、第163条第2号の規定する1年間という制限を越えて)その者のみの利益を図ることを目的として財産の管理処分等を行うことは、受託者が他人(すなわち受益者)のために信託財産の管理処分等を行うという信託の

文 献 紹 介

本質に反」すると解説している（寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』34頁（2008年））。この解説にも若干わかりにくいところがあるが、当初から、1年の制限を超えて受託者が単独受益者である状態を継続することが予定されている場合には、163条2号により1年の期間が経過したときに「終了」するのではなく、当初から無効であるとされる、という説明だと理解できるであろう。そうだとすると、2条1項、8条、163条2号には、とりたてて矛盾や重複はないと考えられないか。

この問題点は、本書654頁で工藤聡一准教授によっても取り上げられている。そこでは、「委託者兼受託者が専ら自己の利益を図る目的を有しない限り、その期間が1年未満であることを条件に、（設定当初からか後発的なそれらを問わず）同時に単独受益者であることも認められる」という結論が提示されている。これは、2条1項における「委託者兼受託者が専ら自己の利益を図る目的を有しない限り」という限定をどのようにして判断するかの問題に答えていないが、大要、上記の見解と同じであろう。

（2）また、岸本氏は、21条2項1号と100条との差異も不明であると指摘する（27頁）。しかし、この点も、各条の目的から正当化できるように思う。前者は、信託財産責任負担債務のうち信託財産のみをもって履行責任を負う債務を明示することにより、信託財産責任負担債務については受託者の固有財産も引き当てになるのが原則であることを明示しているのである。21条2項1号は、その例外を列挙するものであり、受益債権の性格を積極的に規定するものではない。これに対し、100条は受益債権の性格を規定しているのである。

もちろん、従来の立法技術からいえば、100条で規定している限り、21条2項1号は不要なのかもしれない。しかし、「利用者にわかりやすい」表現にはなっているのではないか。

ただし、この指摘は重要である。多くの著述は、その一見したところの重複にも気づいていないようだからである。なお、これに関連して、植田淳教授による21条の注釈において、同条2項3号にいう「この法律

の規定」の例として、100条があげられているのはおかしいのではないか(81頁)。実は、この点は、寺本昌広氏の前掲書87頁にも同様の記述がある。しかし、3号は、「前2号に掲げる場合のほか、この法律の規定により信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものとされる場合における信託債権」としているのであり、「信託債権」とは、21条2項2号により、「信託財産責任負担債務に係る債権であって、受益債権でないものをいう。」とされているのだから、受益債権はそこには含まれないのである。

5. 以上、個別的な箇所につき少し疑問を提起したが、疑問が生じるのはチャレンジングな主張であり、検討に値すると考えた故である。信託法改正にともない、その全体像を簡単に示す時期はすでに終わった。今後、チャレンジングな主張が増えてくることを期待したい。そのために信頼に足る出発点を築いた本書は、高く評価されるべきだと思う。

(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

[新井誠監修，鈴木正具・大串淳子編集『コンメンタール信託法』ぎょうせい，2008年，A5版，852頁，定価7,999円(税込)]